

老 発 第 0908005 号

平成 17 年 9 月 8 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額  
の減免措置の実施について」の一部改正について

標記措置の実施については、従来から御配慮いただいているところであるが、介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）の一部が施行されたことに伴い、今般、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」（平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知）の一部を別添のとおり改正し、平成17年10月1日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村に対して周知徹底を図るとともに、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

なお、本通知の発出に伴い、「「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」の一部改正について」（平成15年5月9日老計発第0509001号厚生労働省老健局計画課長通知）は廃止する。

○「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」（平成12年5月1日老発第474号）（抄）

【新旧対照表】

| 改正後   | 現行   |
|---|--|
| <p data-bbox="259 288 994 355">低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の<br/><u>軽減制度</u>の実施について</p> <p data-bbox="192 403 300 432">（別添2）</p> <p data-bbox="203 440 1048 507">社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る<br/>利用者負担額<u>軽減制度</u>事業実施要綱</p> <p data-bbox="152 517 259 545">1 目的</p> <p data-bbox="174 553 1111 699">低所得で生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う<br/>社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減する<br/>ことにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするもの<br/>である。</p> <p data-bbox="152 708 315 737">2 実施主体</p> <p data-bbox="203 745 286 774">市町村</p> <p data-bbox="152 783 315 812">3 実施方法</p> <p data-bbox="152 821 1111 927">(1) 利用者負担の<u>軽減</u>を行おうとする社会福祉法人等は、<u>当該法人が介護保<br/>険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び保険者<br/>たる市町村の長</u>に対してその旨の申出を行う。</p> <p data-bbox="152 1090 1111 1235">(2) <u>軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生<br/>活介護及び指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における施設サー<br/>ビス費に係る利用者負担額並びに食費及び居住費（滞在費）に係る利用者<br/>負担額とする。</u><br/>特に指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）においては、平成1<br/>7年10月より食費及び居住費について介護保険の給付の対象外となるこ<br/>とを踏まえ、食費及び居住費に係る利用者負担を含めて軽減を行うものと<br/>する。</p> <p data-bbox="152 1398 1111 1463">(3) <u>軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税であって、次の要件の全てを満<br/>たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案</u></p> | <p data-bbox="1249 288 1984 355">低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の<br/><u>減免措置</u>の実施について</p> <p data-bbox="1178 403 1285 432">（別添2）</p> <p data-bbox="1189 440 2036 507">社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る<br/>利用者負担額<u>減免措置</u>事業実施要綱</p> <p data-bbox="1140 517 1247 545">1 目的</p> <p data-bbox="1162 553 2098 699">低所得で<u>特に</u>生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を<br/>行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を減免<br/>することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするも<br/>のである。</p> <p data-bbox="1140 708 1303 737">2 実施主体</p> <p data-bbox="1189 745 1272 774">市町村</p> <p data-bbox="1140 783 1303 812">3 実施方法</p> <p data-bbox="1140 821 2098 967">(1) 利用者負担の<u>減免</u>を行おうとする社会福祉法人等は、<u>法人所轄庁たる都<br/>道府県知事又は指定都市市長若しくは中核市市長（法人所轄庁が厚生労働<br/>大臣である場合は主たる事務所がある都道府県知事）及び法人所在地の市<br/>町村長</u>に対してその旨の申出を行う。</p> <p data-bbox="1140 976 2098 1082">(2) <u>申出を受けた都道府県知事又は指定都市市長若しくは中核市市長は、当<br/>該法人が提供するサービスの利用者が居住する市町村に対して、申出が<br/>あった旨を連絡する。</u></p> <p data-bbox="1140 1091 2098 1197">(3) <u>対象となるサービスは、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活<br/>介護及び指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における施設サー<br/>ビスとする。</u><br/>なお、減免の対象には、<u>小規模生活単位型指定介護老人福祉施設及び一<br/>部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設並びに小規模生活単位型指定<br/>短期入所生活介護事業所及び一部小規模生活単位型指定短期入所生活介<br/>護事業所においてユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用も含<br/>まれる。</u></p> <p data-bbox="1140 1398 2098 1463">(4) <u>減免の対象者は、市町村民税世帯非課税であって、特に生計が困難で<br/>ある者とする。「特に生計が困難である者」とは、介護保険の高額介護サー</u></p> |

し、生計が困難な者として市町村が認めた者とする。

- ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。

(4) 市町村は、原則として、利用者の申請に基づき対象者であるか決定した上で、確認証を交付するものとし、申出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用料の軽減を行う。

なお、生活保護受給者及び旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減制度の対象としないが、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。

(5) 軽減の程度は、利用者負担の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）を原則とし、免除は行わない。申請者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案して、市町村が個別に決定し、確認証に記載するものとする。

(6) 市町村による助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額（助成措置のある市町村を保険者とする利用者負担に係るものに限る。）のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象となるものに限る。）に対する一定割合（おおむね1%）を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その1/2を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。

なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分について、全額を助成措置の対象とするものとする。

なお、この助成額の算定については、事業所（施設）を単位として行うこととする。

#### 4 留意事項

(1) 別添1の事業との適用関係については、まず、これらの措置の適用を行

ビス費の上限額が最も低い所得区分に属する者その他これに準ずると市町村が認めた者とする。

(5) 市町村は、原則として、利用者の申請に基づき対象者であるか決定した上で、確認証を交付するものとし、申出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用料の減免を行う。

なお、生活保護受給者については、減免措置が社会福祉法人等の負担を基本としているものであることから、対象としない。

(6) 減免の程度は、利用者負担の1/2軽減から免除までとする。申請者の収入の状況等を勘案して、市町村が個別に決定し、確認証に記載するものとする。

(7) 市町村による助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を減免した総額（助成措置のある市町村を保険者とする利用者負担に係るものに限る。）のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入（減免対象となるものに限る。）に対する一定割合（おおむね1%）を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その1/2を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。

なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に係る利用者負担を減免する社会福祉法人については、減免総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が5%を超える部分について、全額を助成措置の対象とするものとする。

#### 4 留意事項

(1) 別添1の事業との適用関係については、まず、これらの措置の適用を

い、その後、必要に応じて、本事業に基づく社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度の適用を行うものとする。

- (2) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費の支給を行うものとする。

その際、特別養護老人ホームに入所する利用者負担第2段階の者の施設サービス費に係る利用者負担については、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになることから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。

また、介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

- (3) 事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるものであることから、市町村又は社会福祉法人が実施することが基本であるが、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない地域等においては、当該市町村の判断により、社会福祉事業を営する他の事業主体においても利用者負担の軽減を行い得るものとする。なお、その場合には、都道府県と協議するものとする。
- (4) 平成17年10月より居住費・食費については介護保険の給付の対象外となることから、低所得者に対する十分な配慮が不可欠となっている。したがって、本事業は、すべての市町村において実施することが必要となるものであり、市町村は、特別養護老人ホームについて、全ての社会福祉法人がこの事業に基づく軽減制度を実施するよう働きかけるものとする。

行い、その後、必要に応じて、本事業に基づく社会福祉法人等による利用者負担の減免措置の適用を行うものとする。

- (2) 介護保険制度における高額介護サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減措置の適用をまず行い、軽減措置適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費の支給を行うものとする。

ただし、利用するサービスが指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における施設サービスである場合であって、当該サービスを1月を通じて受けているものについては、介護保険制度における高額介護サービス費の適用を行った後、本事業に基づく軽減措置を行うことができるものとする。この場合にあっては、社会福祉法人等は、確認証に基づき減免された後の利用料を利用者から受領するとともに、本来受領すべき利用者負担額を証明するものとし、利用者は、これを高額介護サービス費の請求の際に市町村に提示して支給を受けた額を当該法人に返還するものとするなど、適切な方法により利用者負担の軽減を図るものとする。

- (3) 事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるものであることから、市町村又は社会福祉法人が実施することが基本であるが、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない地域等においては、当該市町村の判断により、社会福祉事業を営する他の事業主体においても利用者負担の減免を行い得るものとする。なお、その場合には、都道府県と協議するものとする。
- (4) 町村部における特別養護老人ホームのように、入所者の多くが複数の市町村に分散している場合には、都道府県（指定都市、中核市）を中心に、関係市町村で相談し、できる限り関係市町村すべてにおいて対応することが望ましい。
- (5) 本事業の実施主体は市町村であるが、都道府県（指定都市、中核市）を通じて社会福祉法人等からの助成の申請を受け付けるとともに、都道府県（指定都市、中核市）は、関係市町村に対し助成額の配分について意見をいうものとする。

(別添 4)

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る  
利用者負担額軽減制度のユニット型個室に係る特例措置実施要綱

1 目的

介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）の施行に伴い、平成17年10月から介護保険施設の介護報酬が改定され、居住費及び食費については保険給付の対象外となる。

居住費については、居住環境の違いに応じ、介護報酬（施設介護サービス費）から一律に控除されることとなるが、現行のユニット型特別養護老人ホームの中には、居住費として既に相当程度の額を設定している施設もあり、こうした施設が報酬改定による影響を利用者負担に転嫁しようとした場合、低所得者層（利用者負担第1段階から第3段階）にも、特別室料など、新たな保険外負担を相当求めざるを得なくなる可能性が高い。

低所得者層については、今般の制度改正においても補足給付制度の創設により居住費負担の増加を緩和している趣旨を踏まえ、ユニット型特別養護老人ホームの低所得者層の負担増の激変緩和を図る観点から、平成18年4月の介護報酬改定までの暫定措置として、社会福祉法人による利用者負担軽減制度を活用した特例措置を講ずる。

2 実施主体

ユニット型指定介護老人福祉施設及び一部ユニット型指定介護老人福祉施設（以下「ユニット型施設」という。）入所者の保険者である市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）

3 実施方法

- (1) 本措置の対象となるユニット型施設は、利用者負担第4段階の者の平成17年10月分の居住費月額（居住費の日額に30.4を乗じたものとする。以下同じ。）又は平成17年9月分の居住費月額に平成17年10月介護報酬改定による報酬減額分相当（4万8千円）を加算した額のいずれか低い額（10月以降開設する施設にあっては、開設後の居住費月額。以下「基準居住費」という。）が、特定入所者介護サービス費に係る居住費の基準費用額（6万円）を上回る額が1万円を超える施設とする。
- (2) 本措置を実施しようとする社会福祉法人等は、当該法人が介護保険サービスを提供するユニット型施設の所在地の都道府県知事及び施設入所者の保険者たる市町村の長に対してその旨の申出を行う。
- (3) 市町村は、本措置を実施するユニット型施設に対して、基準居住費から

7万円（特定入所者介護サービス費に係る基準費用額（6万円）と施設負担相当（1万円）の合計額）を差し引いた額について、本措置を実施する社会福祉法人等に対して、本措置の対象者1人当たり月額3万円を上限に助成する。

(4) 本措置の対象者は、本措置の対象となるユニット型施設に入所している者であって、居住費に係る利用者負担段階が第1段階から第3段階までの者とする。

(5) 市町村は、施設の申請内容に基づき、助成金額を概算払いすることとし、本措置終了後にこれを精算するものとする。

なお、精算に当たり、本措置の対象者が一月を通じてユニット型施設に入所していない場合にあつては、助成額に当該月の入所日数/30.4 を乗じて得た額を助成するものとする。

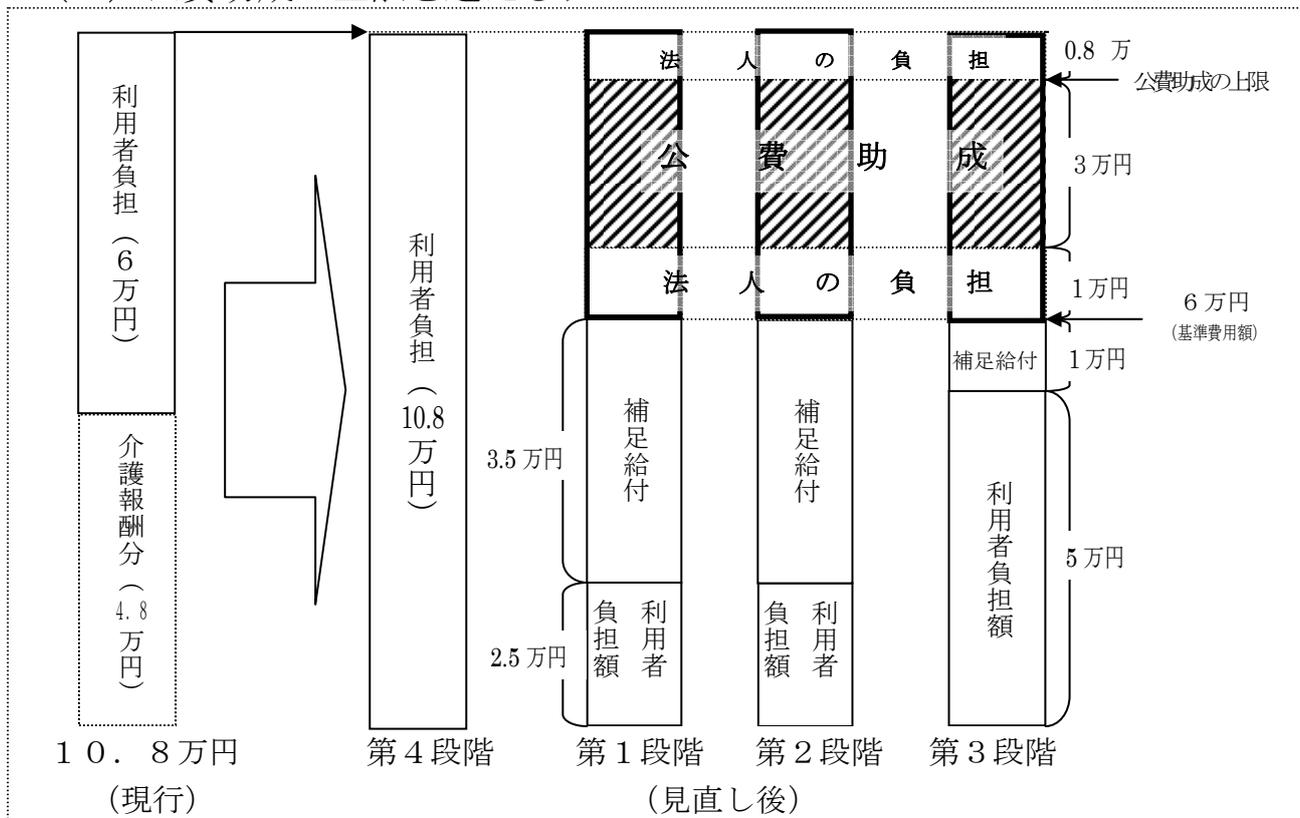
#### 4 留意事項

(1) 施設は本措置対象者から、特別な室料を徴収してはならない。

(2) 本措置は平成18年3月31日をもって終了する。

## ユニット型個室に係る社会福祉法人軽減制度の特例措置

### (1) 公費助成の上限を超えるケース



### (2) 公費助成の上限を超えないケース

